**「登記されていないことの証明書」について**

「登記されていないことの証明書」とは、法定後見及び任意後見契約について、登記情報として記録されていないこと（主に成年被後見人・被保佐人等に該当しないこと）を証明するものです。

【発行について】

１　岐阜県内の申請窓口は、岐阜地方法務局戸籍課のみとなります。支局については、申請は受け付けていません（申請用紙の備付、印紙販売のみ）。

２　郵送での証明書申請については、東京法務局のみで取り扱っており、岐阜地方法務局では受け付けていません。

　（郵送で申請する場合の宛先）

　　〒102‐8226

　　東京都千代田区九段南１‐１‐15九段第二合同庁舎

　　東京法務局民事行政部後見登録課

３　登記されていないことの証明申請書は、最寄りの法務局で入手するか、下記URLからダウンロードできます。

　（URL）<http://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/static/i_no_02.html>

４　証明事項

・「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない。」にチェックをしてください。

・「本籍」も記入してください。

５　証明手数料は１通300円です。収入印紙で納付していただきます。収入印紙は、法務局（支局含む。）でも販売しています。

６　郵送の場合は、申請から発行までに10日程度を要します。窓口申請の場合は、５～10分程度で発行されます。

【本証明書に関する問い合わせ先】

岐阜地方法務局戸籍課

（TEL）058‐245‐3225

（URL）<http://houmukyoku.moj.go.jp/gifu/static/toiawase241128.htm>